

オリックス株式会社「(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書」に  
対する勧告について

令和5年2月7日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書について、オリックス株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道伊達市  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大189,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年7月29日
環境大臣意見受理	令和3年10月12日
経済産業大臣意見発出	令和3年10月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年8月17日
住民意見の概要等受理	令和4年10月24日
北海道知事意見受理	令和5年1月18日
経済産業大臣勧告発出	令和5年2月7日

問合せ先：電力安全課 長尾、野田  
電話03-3501-1742(直通)

オリックス株式会社「(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書」に対する  
勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 動物、植物の調査地点及び踏査ルートは、土地改変を行う可能性がある区域を網羅していないことから、適切な調査、予測及び評価ができるよう設定すること。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、イヌワシやクマタカの分布情報があり専門家から、夜行性の希少鳥類であるヨタカ等の繁殖の可能性が指摘されている。このため、鳥類の調査に当たっては、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
4. 対象事業実施区域内に文献情報で分布が確認されている植生自然度10のササ群落(Ⅳ)等及び植生自然度9のエゾイタヤミズナラ群落等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査を十分かつ詳細に行いその存在する区域を明らかにした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 生態系の典型性注目種については、採餌環境などの生息状況を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域には、隣接する支笏洞爺国立公園が存在し、当該公園を背景として、同区域を横断し、複数の風車に挟まれることとなる国道からの景観への影響が懸念されることから、適切に調査地点を設定すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)